

エムノ部

1
Maire.

メル
邑長

〔本義〕羅甸ノ「マシオル」ヨリ出ツ「マシオル」ハ「最大」ノ義「メロウ」
ンデアン（佛國古昔ノ王家ノ名）ノ代ニテハ之ヲ名詞ニ
用井「家政」ヲ掌トル長「チイヒ」其後「王家ノ家政」ヲ掌トル
重役「チイヒ」今ハ「都府」又ハ「邑里」ノ重役「チイフ」
〔釋解〕邑ノ名代人ト爲リ邑ヲ支配スルトニ任セラレタ
ル邑ノ役人「チイフ」
〔參照〕司法警察官吏ニ付テハ（治）一一以下、裁判官ニ付テ
ハ（治）一六六以下、

11
Majorité.

マシオリテ

エムノ部

丁年

マシウール

Majeur.

丁年者

〔本義〕羅甸ノ「マシガル」ヨリ出ツ「マシオル」ハ「最大」ノ義

〔釋解〕「マシガリテ」ハ義務ヲ負ヒ約束ヲ爲スニ堪ユル人ノ

年齢ヲイフ「マシウール」ハ「恰モ此年齢ニ達シタル所ノ人」

ヲイフ

〔參照〕(民)四八八、禁止ハ(民)四八九、損亡ハ(民)一三一三、婚姻

ハ(民)一四八、父ノ權ハ(民)三七一、三七二、後見人ハ(民)四七

一、四七二、四七五、

マンダ

令狀

Mandat.

三

代理

代理

マシダシ

委託者

マシダセル

受託者

Mandant.

Mandatataire.

〔本義〕「マシダ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其本羅
 甸ノ「マシダレ」ヨリ出ツ「マシダレ」ハ「命令スル」ノ義「マシ
 ダシ」マシダセルモ共ニ「マシダ」ヨリ出テタルモノナリ
 〔釋解〕甲ヨリ乙ヘ自己ノタメ自己ノ名ニテ或ル事ヲ爲
 ス「マシ」ノ權又世話ヲ委託スル「マシ」而シテ之ヲ託スル
 人ヲ「マシダシ」トイヒ之ヲ受クル人ヲ「マシダセル」トイ
 フ然レモ商法ノ事柄ニ付テハ「マシダシ」ハ爲換切手ヲイフ

Mandat judiciaire.

マシダ、ジウヂシエール

裁判上令狀

〔本義〕「ジウヂシエール」ハ「裁判上」ノ意

〔釋解〕裁判所ノ名ヲ以テスル命令ナリ。○「バシッレ」之ヲ發スル權アル法官ヨリ出シ使吏又ハ公ケノ力ヲ以テ傳フル命令狀ナリ其種類四個アリ下ニ見ユ

マシダ、ド、コンパリウシオン

Mandat de comparition.

召喚狀

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コンパリウシオン」ハ「出頭スル」ノ意

〔釋解〕「バシッレ」其管轄ノ法官ノ名ニテ發スル呼出狀ナリ此呼出狀ハ被告人住所ヲ有シ且ツ懲治刑ニ處セラルヘキトキ發スルモノナリ

マシダ、ド、アム子

ヘキトキ發スルモノナリ

Mandat d'amener.

マング、ド、アム子

拘引狀

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アム子」ハ「誘ヒ導ク」ノ義

〔釋解〕バシッレ懲治刑ヲ以テ罰セララルヘキ被告人ニシテ

召喚狀ニ由テ出頭セサル者ニ對シ若クハ施體加辱ノ

刑ニ處セララルヘキ被告人ニ對シ若クハ出頭スルヲ拒

ム證人ニ對シテ發スル命令狀ナリ(口音)「ド、アム子」ハ「ダ

ム子」

マング、ド、デポー

拘留狀

Mandat de dépôt.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デポー」ハ「預ケ置ク」ノ義(デノ部三二)

〔釋解〕被告人ヲ假リニ「メグン、ダレ」即チ拘留場ニ送ク

ル令狀ナリ豫審裁判官ハ檢事ノ意見ヲ聞キタル上ニ
テ此拘留ヲ免スルヲ得

マシダ、ド、アレー

Mandat d'arrêt.

收監狀

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アレー」ハ「止ムル事」ノ義

〔釋解〕ハシツレ懲治禁錮若クハ施體加辱ノ刑ニ處セラレ

ヘキ被告人ニ付キ檢事ノ意見ヲ聞キタル上ニテ發ス

ル逮捕ノ令狀ナリ（口音）「ド、アレー」ハ「ダレー」

〔參照〕代理ハ（民）一九八四以下、名代人ノ義務ハ（民）一九九

一以下、名代ヲ託スル人ノ義務ハ（民）一九九八以下、競賣

ハ（民）一五九六、隨意ノ名代ハ（民）一三七二、勘定ハ（訴）五二

七以下、裁判上ノ命令ハ（治）四〇、六一、召喚狀拘留狀等ハ

（治）九一以下、

七以下、裁判上ノ命令ハ(治)四〇、六一、召喚狀、拘留狀等ハ

(治)九一以下、

四 Mandement.

漫マン杜ヅ蠻マン 唎ム 沫マツ袒ダン 囓ム 命令法式書

〔本義〕「マシ」ニ同シ

〔釋解〕公正ノ書付或ハ裁判所ノ書付ノ執行ヲ確實ニスルヲメ執行權ヲ有スル官吏ノ記シタル方式書ナリ

〔參照〕(訴)一四六、

マリアシウ

五 Marriage.

婚姻

〔本義〕羅甸ノ「マリ」チツス「ヨリ」出ツ「マリ」チツス「ハ」マリ「ス」ヨリ出ツ「マリ」ス「ハ」雌雄ノ「雄」ノ義即チ婚姻シテ男女相偶シタル「夫」ノ方チイフ由テ人ノ夫ト爲ル「マリ」ア「シウ」ト

イフ

〔釋解〕男女ノ正シキ會合ナリ○ムーロン男女互ニ相愛シテ貞實ヲ守リ悲歡ヲ共ニセンコトヲ正式ヲ以テ許ルス所ノ契約ヲイフ

コントラ、ド、マリア、ジウ

Contrat de mariage.

婚姻契約夫婦財産契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ（セノ部八三）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕婚姻ノ民法上ノ要件ヲ規定シテ匹偶者何等ノ方法ニテ婚姻セント欲スルヤヲ定ムル契約ヲイフ

アクト、ド、マリア、ジウ

Acte de mariage.

婚姻ノ證書

〔本義〕「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕法式ニ從ヒテ婚姻ヲ行ヒタルコトヲ證明スル民法

〔釋解〕法式ニ從ヒテ婚姻ヲ行ヒタルヲ證明スル民法
上ノ身分證書ナリ

〔參照〕婚姻ノ條件ハ(民)一四四以下、法式ハ(民)一六五以下、
故障ハ(民)一七二以下、取消ハ(民)一八〇以下、義務ハ(民)二
〇三以下、權利及職分ハ(民)二一二以下、解止ハ(民)二二七、
再婚ハ(民)二二八、失踪ハ(民)一三九、養子ハ(民)三四八、子ノ
財産ハ(民)三八四、三八九、贈遺ハ(民)九五九、正當ノ子ハ(民)
三一二、私生ノ子ハ(民)三三一、公認ハ(民)三三七、誘拐ハ(刑)
三五七、法律上ノ書入ハ(民)二一三五、幼者ハ(民)四七六、五
一一、准死ハ(民)二五、時効ハ(民)二二五三以下、刑事ニ付テ
ハ(刑)一九三ヨリ一九五マテ、三四〇、婚姻ノ書付ハ(民)六
三以下、(刑)一九九以下、婚姻ノ契約ハ(民)一三八七以下、商

六

Maternité.

人ニ付テハ(商)六七以下、分散ハ(商)五六四、書入質ハ(民)二
一四〇、幼者ハ(民)一三〇九、未來ノ相續ハ(民)七九一、

マテルニテ

母縁

〔本義〕羅甸ノ「マテルニテ」ヨリ出ツ「マテルニテ」ハ「マテル」
ヨリ出ツ「マテル」ハ「母」ナリ今「マテルニテ」トイヘハ「母」タ
ル地位「チイフ

〔釋解〕子ト母トノ關係チイフ此「マテルニテ」ハ證據ノ端
緒タルヘキ書類アルトキハ之ヲ穿鑿スルヲ許ス

〔參照〕穿鑿ハ(民)三四一以下、公認ハ(民)三三五、

マチエール、ソメル

七

Matières sommaires.

簡略事件

〔本義〕「マチエール」ハ羅甸ノ「マテリア」ヨリ出ツ「マテリア」ハ

〔本義〕「マチエル」ハ羅甸ノ「マテリア」ヨリ出ツ「マテリア」ハ
 梵語ノ「マトラム」ヨリ出ツ「マトラム」ハ「尺度」ナリ又「物」ナ
 リ蓋シ「マトラム」ノ「マ」ハ「手」ナリ其意「手」ヲ以テ拵へ手ヲ
 以テ爲スノ謂ヒニテ物ヲ衡カリ又「物」ヲ拵へルノ意味
 ヨリ來レリ今「マチエル」トイへハ人ノ五官ニ感シテ容
 アリテ體アルモノヲ總稱シテイフ又訴訟ノ語ニテハ
 「事件」ト云フ場合ニ之ヲ用ヰル「ソメル」ハ「簡略」ノ義（エス
 ノ部一六）

〔釋解〕訴訟手續平常ノ式ヲ經スシテ裁判ヲ受クヘキ急
 速ノ事件ヲイフ

〔參照〕〔訴〕四〇四以下、四六三、五四三、

ムーブル

Meuble.

動産

〔本義〕羅甸ノ「モビリス」ヨリ出ツ「モビリス」ハ「モベレ」ヨリ出ツ「モベレ」ハ「動ク」ノ義即チ「モビリス」ハ「動かス」ヲ得ル物」ノ意

〔釋解〕動カシテ他へ移轉スヘキ總テノ物チイフ財産ハ其性質ニ由リ動産ニ屬スルモノアリ又法律ノ定メニ由リテ動産ト爲ルモノアリ又或ハ法律ノ定メニ由リテ動産ガ不動産トナルヲモアリ

ムーブルムーブラン

Meubles meublants.

什具

〔本義〕「ムーブラン」モ亦「ムーブル」ニ同シ「動ク」ヘキ物」チイフ

〔釋解〕居室内ノ用具及ヒ裝飾ニ用ヰル一切ノ財産チイ

〔釋解〕居室内ノ用具及ヒ裝飾ニ用ヰル一切ノ財産ヲイ
フ

〔参照〕(民)五一六、五二〇ヨリ五二一迄、五二七以下、什具ハ
(民)五三四、五三五、動産ノ訴ハ(民)一四二八、(訴)二、動産ハ(民)
五三五、(訴)五七八、動産拿住ノ處ニ見ユ、幼者受禁者ノ動
産賣却ハ(民)四五二、五〇九、拿住財産ハ(訴)六一七以下、相
續財産ハ(民)八二六、(訴)九四五以下、

ムールトル

九

Meurtre.

故殺

〔本義〕本ト日耳曼ヨリ來リシモノニシテ亞耳曼ニテ「モ
ルド」トイヒ又英國ニテ「ミッルデル」トイフ其本原梵語ノ
「マル」ヨリ出ツ「マル」ハ「殺ス」ノ義今「ムールトル」ハ凶暴ヲ

以テ犯シタル「オミシド」(殺害ナリアシツノ部三)チイフ

[釋解]隨意ニ犯シタル「オミシド」即チ「殺害」チイフ

[參照](刑)二九五、二九六、二九九ヨリ三〇一迄、三〇四、宥恕

ハ(刑)三二一、三二四、

ミヌール

幼者

ミノリテ

幼年

10 Mineur.

Minorité.

[本義]「ミヌール」ハ羅甸ノ「ミノレム」ヨリ出ツ「ミノレム」ハ

「最小」ノ義○「ミノリテ」ノ本義亦同シ

[釋解]總テ丁年ニ至ラサル人チイフ又「ミノリテ」ハ幼者

ノ有様ナリ

ミヌールエマンシペ

ノ有様ナリ

Mineur émancipé.

ミヌールエマンシペ

後見免除幼者

〔本義〕「エマンシペルハ」エマンシペトイフ働詞ノ過去分詞
ニシテ「エマンシペルハ」後見ヲ免カレタルノ意ヨシテ「エ
マンシパシオン」(エノ部一〇)ニ同シ

〔釋解〕後見ヲ免レタル幼者ヲイフ

〔參照〕(民)三八八、婚姻ニ管シテハ(民)一四八、二二四、四七六、
一〇九五、一三九八、二二〇八、義務ニ付テハ(民)一一二四、
一一二五、一三〇四以下、幼者ノ財産及ヒ其支配ハ(民)三
八九、三九〇、四五〇以下、二〇四五、贈遺及ヒ遺囑ハ(民)四六
三、九〇三以下、書入ハ(民)二二五二、二二七八、相續及ヒ分
配ハ(民)四六一以下、七七六、八一七以下、八三九、一六八七、

控訴ハ(訴)四四四、共通ハ(民)一四四二、親族會議ハ(民)四四
二、身體脅迫ハ(民)二〇六四、住處ハ(民)一〇八、取上ハ(民)二
二〇六、二二〇七、爲換手形ハ(商)一一四、訴訟消滅ハ(訴)三
九八、買戻ハ(民)一六六三、敬慎願書ハ(訴)四八一、四八四、封
印ハ(訴)九一〇、九一一、九二九、賣却ハ(民)一六七六、刑事ニ
付テハ(治)七九、三四〇、

ミニステル、ピウブリク

11
Ministère public.

檢察官

〔本義〕「ミニステル」ハ羅甸ノ「ミニステリオム」ヨリ出ツ「ミ
ニステリオム」ハ「手仕事」ナリ今「ミニステル」ハ「役目」又「職
務」チイフ「ピウブリク」ハ羅甸ノ「ピウブリキツス」ヨリ出ツ「ピウブ
リキツス」ハ本ト「人民」ノ義後チ「人民一般ニ管係スルノ義

トス

〔釋解〕總テ社會ニ管スル事件ニ付テ社會ノ代理ヲ爲シ
重罪輕罪ニ付テ其訴ヲ爲シ法律ノ擬抵執行ニ付テ其
申立ヲ爲スタメニ各裁判所ニ置ク法官ヲイフ

〔參照〕司法警察ハ〔治〕二二以下、違警罪裁判ハ〔治〕一四四以
下、懲治裁判ハ〔治〕一八二以下、重罪裁判ハ〔治〕二七一以下、

ミニウト

一一一
Minute.

細字本書

〔本義〕羅甸ノ「ミニッタ」ヨリ出ツ「ミニッタ」ハ「細小」ノ義今法律
語ニ用井ル「ミニッタ」ハ羅甸ノ「ミニッタ、スクリプテラ」ヨリ
出ツ「ミニッタ、スクリプテラ」ハ「細小」ノ文字ニテ記シタル
書付「ナリ

エムノ部

六九七

〔釋解〕通常細字ニテ記スル書付ノ本書ニシテ太字副書

〔グロス〕ゼノ部一一ニ對スルモノナリ

〔參照〕(民)二〇六〇ノ六項、

ミズ、アン、アキウザシオン

111

Mise en accusation.

付公訴

〔本義〕「ミズ」ハ「メトル」トイフ働詞ノ過去分詞ナリ「メトル」ハ「置ク」ノ義「アン」ハ「於」ナリ「アキウザシオン」ハ「公訴」ナリ(アノ部一九)

〔釋解〕ダローズ重罪ニ付テ訴ヘラレタル被告人ヲ重罪裁判所ニ交付スルヲチイフ即チ控訴院重罪取調局ニテ下調ヲ爲シタル被告人ニ其重罪ヲ犯シタル旨ヲ告ケ且ツ此被告人ヲ重罪裁判所ニ送付スルヲナリ

ミズ、アン、アキウザシオン

ケ目ツ此被告人ヲ重罪裁判所ニ送付スルヲナリ

Mise en cause.

ミズ、アン、コーズ

付訴訟

〔本義〕「アン」ハ「於」ナリ「コーズ」ハ「事件」又「訴訟」ノ意（セノ部一四、）

〔釋解〕「按」一訴訟アランニ外人ヲ訟庭ニ呼出シ其訴訟ニ干涉セシムルヲナイフ此外人ハ其訴訟ニ關係アルヲ以テ本人ト同シク裁判スルカ爲ナリ（ダローズニ據ル）

Mise en demeure.

ミズ、アン、ドムール

付遲滯

〔本義〕「アン」ハ「於」ナリ「ドムール」ハ「居所」ノ義（デノ部二四、）

Mise en jugement.

ミズ、アン、ジウジウマン

付裁判

〔本義〕「ア^ン」ハ「於」ナリ「ジ^ツ」ハ「裁判」ナリ（ジノ部六）

〔釋解〕「按」被告人ヲ裁判ニ附スル「チイフ」行政官吏若クハ司法官吏ノ罪ヲ犯スモノアルトキ之ヲ裁判所ニ訴フル「コ」用井ル

ミズ、ア^ン、ポセシオン

Mise en possession.

付占有

〔本義〕「ア^ン」ハ「於」ナリ「ポセシオン」ハ「占有」ナリ（ペノ部三三）

〔釋解〕占有セシムル「チイフ」

ミスチク

一四 Mistique.

隱密^ヲ

〔本義〕希臘ノ「ミステス」ヨリ出ツ「ミッステス」ハ「秘密」ノ義

〔釋解〕「隱密」ノ義「テ」ス「マ」ン、ミ「ス」テ「ハ」意「密」ノ「義」

Mitoyenneté.

〔釋解〕「隱密ノ」ノ義「テスタマン、ミスタク」ハ「隱密ノ遺囑ナリテノ部五」テスタマンノ所ニ見ユ

〔參照〕遺囑ハ〔民〕九六九、九七六以下、一〇〇七、一〇〇八、

彌多牙^{ミトア} 咽奴^{エヌ} 太^テ 買泥^{マエ子} 啖^{ミエ}

共保

〔本義〕「ミトアイアン」トイフ形容詞ヨリ出タル名詞ニシテ其本ト羅甸ノ「メシエタス」ヨリ出ツ「メシエタス」ハ「半ノ義」ミトアイアン」ハ「二物ノ間」ノ義

〔釋解〕甲ト乙トノ所有地ノ經界ヲ爲ス壁若クハ土手等ニ付甲乙雙方ノ共有スル所有權ヲイフ

〔參照〕〔民〕六五一以下、六五三以下、六七五以下、

ミクスト

Mixte.

混同乃

アクション、ミクスト

混同訴權

Action mixte.

〔本義〕羅甸ノ「ミキス」チ「ス」ヨリ出ツ「ミクスト」ハ「混交」ノ義

〔釋解〕リトレ性質ノ異ナル數種ノ物ヨリ組織セルノ義
又性質ノ異ナル物彼此入り交ルノ義○「アクション、ミクスト」ハ「ア」ノ部二九ニ見ユ

〔參照〕〔訴〕五九、條件ハ〔民〕一一七一、

モビリエ

一七 Mobilier.

動産

〔本義〕「ムーブル」ニ同シ〔本部八〕

〔釋解〕法ニテ「ムーブル」ニ同シ〔本部八〕ト見做シタル一切ノ物チイ

〔本義〕「ム」ト「ブル」ニ同シ（本部八）

〔釋解〕法ニテ「ム」ト「ブル」(動産)ト見做シタル一切ノ物チイ
フ「エ」フ「エ」モビリ「エ」モ亦同シ(エノ部四「エ」フ「エ」ノ處ニ見ユ)
〔參照〕(民五三五、)

モラトアル

一八
Moratoire.

遲滯了

〔本義〕羅甸ノ「モラリ」ヨリ出ツ「モラリ」ハ「遲延スル」ノ義
〔釋解〕「エン」テ「レ」ト「モラトアル」トハ裁判上ニ於テ遲延ニ
至リシ後ニ生スル所ノ利息チイフ(イノ部二一)

モル

一九
Mort.

死

〔本義〕羅甸ノ「モル」チ「ス」ヨリ出ツ「モル」チ「ス」ハ「死」ナリ
〔釋解〕リ「ト」レ生命ノ終ル事ナリ○「ペ」ヌ「ド」モル「ハ」「ペ」ノ部

エムノ部

七〇三

二一ニ見ユ

〔参照〕(刑)七ノ一項、一二以下、二七、共通ハ(民)一四二四以下、
 一四四一以下、一四六二、附託ハ(民)一九三九、代理ハ(民)二
 〇〇三、婚姻ハ(民)二二七ノ二項、三九〇、先取ハ(民)一五一
 七、畢生年金ハ(民)一九八二、代理ハ(民)七四四、會社ハ(民)一
 八六五ノ四項、相續ハ(民)七一八、七一八、七一九、七二五ノ三項、収
 實ハ(民)六一七、暴死ハ(民)八一、(治)四四、

モル
 磨律西ジ微立 摩秀モーシウ 嚙ミツ
 准死

110
 Mort civile.

〔本義〕「モル」ハ本部一九ニ見ユ「シウシル」ハ「民事」ノ意
 〔釋解〕刑法ノ處分ニテ民權ヲ奪ハレタル人ノ身分ヲイ
 フ

〔参照〕(民)二二以下、(治)四七六、(刑)一八、

〔参照〕(民)二二以下、(治)四七六、(刑)一八、

111 Mortuaire.

モルチウエル

死去^リ

ドミシル、モルチウエル

Domicile mortuaire.

死去住所^リ

〔本義〕「モル」ニ同シ(本部一九)

〔釋解〕リトレ 死人ニ關スルノ義 ○「ドミシル、モルチウエル」

トイヘハ 死者臨終ノ際住居セシ住所チイフ 此住所ハ

相續開始ノ場所ナリ

〔参照〕(民)一一〇、(訴)五九、四四七、

111 Motif.

モチフ

趣意

〔本義〕羅甸ノ「モトム」ヨリ出ツ「モトム」ハ「動ク」ノ義本ト形
容詞ニテ「動ク」權ノ「アル」ノ義後チ名詞ト爲リ「事」チ爲ス
ノ原由ノ義トス

〔釋解〕裁判官カ裁判ヲ爲ス見込ノ理由チイフ總テ裁判
ニハ每事必ス其理由チ明示セサルヘカラス若シ理由
チ明示セサルトキハ其裁判ハ遂ニ無効ニ屬スヘシ

ミウタシオン

轉移

ドロア、ド、ミウタシオン

轉移稅

Droit de mutation.

〔本義〕羅甸ノ「ミウタレ」ヨリ出ツ「ミウタレ」ハ「變スル」ノ義「ドロ
ア」ハ「法」「權」又「稅」ノ義（テノ部六四）「ド」ハ「ノ」ナリ

Mutation.

〔釋解〕約束ニ依ルカ若クハ相續ニ依リテ甲ヨリ乙ニ品

ア「ハ」法「權」又「稅」ノ義（テノ部六四）「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕約束ニ依ルカ若シハ相續ニ依リテ甲ヨリ乙ニ品物ヲ轉遷スル「ト」チイフ又此轉遷ニ依リテ官庫へ納ムル所ノ稅ヲ「ド」ロア、ド、ミツタシオン「ト」イフ

[Faint, illegible text within a decorative border]